

四 半 期 報 告 書

(第52期第3四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日

NISグループ株式会社

E 0 3 7 1 0

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【営業実績】	4
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	21
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	24
1 【四半期連結財務諸表】	25
2 【その他】	46
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	47

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第52期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 N I S グループ株式会社

【英訳名】 NIS GROUP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大谷 利興

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記東京本社において行
っております。)

【電話番号】 (089)943—2400

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 谷川 龍雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号

【電話番号】 (03)6830—0170

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 谷川 龍雄

【縦覧に供する場所】 N I S グループ株式会社東京本社
(東京都港区虎ノ門1丁目7番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第51期 第3四半期連結 累計期間	第52期 第3四半期連結 累計期間	第51期 第3四半期連結 会計期間	第52期 第3四半期連結 会計期間	第51期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
営業収益 (百万円)	8,686	5,292	3,492	2,042	10,866
経常損失 (百万円)	5,686	7,622	693	1,684	7,944
四半期純利益又は四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△1,092	△16,530	271	△1,928	△1,001
純資産額 (百万円)	—	—	14,066	△1,970	11,636
総資産額 (百万円)	—	—	76,508	44,614	72,277
1株当たり純資産額 (円)	—	—	12.53	△19.73	14.72
1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失金額(△) (円)	△4.56	△46.27	1.13	△4.06	△4.18
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	3.8	△21.0	4.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,752	1,568	—	—	6,331
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	142	1,990	—	—	1,776
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△186	△4,883	—	—	△6,726
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	4,269	2,603	3,935
従業員数 (名)	—	—	135	147	145

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第51期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、同期間以外の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	147
---------	-----

(注) 従業員数は、当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	123 (12)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は、他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の()は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であり、外書で記載しております。

3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【営業実績】

(1) 当社グループにおける営業実績

① 事業別営業収益

区分			当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
			金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
総合金融 サービス事業	営業貸付金利息	担保付ローン	410	7.7	119	5.8
		事業者向ローン	180	3.4	44	2.2
		商業手形割引	—	—	—	—
		消費者向ローン	316	6.0	82	4.1
		計	906	17.1	246	12.1
		受取手数料	5	0.1	—	—
		受取保証料	545	10.3	149	7.3
		その他	530	10.1	309	15.2
		計	1,081	20.5	459	22.5
		小計	1,988	37.6	705	34.6
投資銀行・ 海外貿易事業		投資銀行収益	244	4.6	24	1.2
		海外貿易収益	1,532	29.0	565	27.7
		その他	341	6.4	144	7.0
		小計	2,118	40.0	733	35.9
不動産事業		不動産売却収入	490	9.3	490	24.0
		その他	501	9.4	113	5.5
		小計	991	18.7	603	29.5
その他の事業		その他	195	3.7	0	0.0
		小計	195	3.7	0	0.0
合計			5,292	100.0	2,042	100.0

(注) 1 事業区分は、セグメント情報の報告セグメントと同一であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 事業別営業資産

区分		当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		
		金額(百万円)	構成比(%)	
総合金融 サービス事業	商業手形及び 営業貸付金	担保付ローン	3,852	13.3
		事業者向ローン	5,837	20.2
		商業手形割引	0	0.0
		消費者向ローン	4,150	14.4
		計	13,840	47.9
		求償債権	4,037	14.0
		その他の資産	215	0.8
	小計	18,094	62.7	
投資銀行・ 海外貿易事業	商品	214	0.7	
	小計	214	0.7	
不動産事業	販売用不動産	10,580	36.6	
	小計	10,580	36.6	
その他の事業	その他	—	—	
	小計	—	—	
合計		28,889	100.0	

(注) 1 事業区分は、セグメント情報の報告セグメントと同一であります。

2 上記のほか、総合金融サービス事業（信用保証事業）にかかる保証債務残高は以下のとおりであります。

区分	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)
	金額(百万円)
保証債務残高	7,848

(注) 保証債務残高は、引当金控除後の金額を記載しております。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、前連結会計年度まで継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。

平成22年9月に当社グループの主要借入先である日本振興銀行(株)が金融庁の行政処分により預金保険機構の管理下に置かれ、東京地方裁判所から民事再生手続の開始決定を受けたことに伴い、保有する同行の株式1,861百万円の全額を減損処理し、同行への貸付金6,650百万円の全額に対し貸倒引当金を計上したことに加え、販売用不動産について4,074百万円の評価損を計上したこと等により、当第3四半期連結累計期間においても営業損失7,039百万円、経常損失7,622百万円及び四半期純損失16,530百万円を計上いたしました。その結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本は9,367百万円の債務超過となっております。

当社グループでは当第3四半期連結会計期間末において、日本振興銀行(株)より有価証券譲渡見合債務を含む20,442百万円の借入金、平成22年10月に民事再生手続の開始決定を受けた中小企業保証機構(株)より1,510百万円の借入金がありますが、日本振興銀行(株)とは、平成23年1月26日付で、有価証券譲渡見合債務7,200百万円及び顕在化している保証債務の支払期限を同年2月28日まで延長する旨の合意書を締結しております。また、中小企業保証機構(株)からの借入金についても当初の支払期限を3ヵ月間延長し、平成23年2月28日までとする旨の債務弁済契約書を締結いたしました。しかしながら、上記の借入金を始め、他の借入金等もその返済期限は1年以内に到来するため、日本振興銀行(株)を始めとする借入先との契約条件変更等の協議が今後合意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

① 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善などにより、緩やかに回復しつつあるものの、所得環境・雇用情勢などは依然として停滞しており、引き続き厳しい経済環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループの主要借入先である日本振興銀行(株)の経営破綻に伴う損失の計上などにより、第2四半期連結会計期間末の自己資本は7,553百万円の債務超過となり、当第3四半期連結会計期間末においても9,367百万円の債務超過となっております。これにより、当社は、貸金業法の定める純資産要件を満たさなくなったことから、平成22年12月31日付で貸金業を廃止することといたしました。

当第3四半期連結会計期間における営業収益は、営業貸付金残高の減少に伴い営業貸付金利息が減少したほか、前年同四半期には保有不動産の売却による不動産売却収入を計上していたことなどにより、前年同四半期比1,449百万円(41.5%)減少の2,042百万円となりました。営業損失は、債務保証損失引当金繰入額等の貸倒関連費用を計上したことに加え、連結子会社において商品評価損を計上したことなどにより、1,534百万円(前年同期は299百万円の営業損失)となりました。経常損失は、為替差益77百万円及び受取利息17百万円を営業外収益として計上したものの、支払利息216百万円を営業外費用として計上したことなどにより、1,684百万円(前年同期は693百万円の経常損失)となりました。四半期純損失は、投資有価証券売却益34百万円を計上したものの、投資有価証券評価損158百万円及び貸倒引当金繰入額65百万円を計上したことなどから、1,928百万円(前年同期は271百万円の四半期純利益)となりました。

各セグメントにおける業績は以下のとおりであります。

(i) 総合金融サービス事業

総合金融サービス事業につきましては、中堅中小企業に対するローン事業(有担保ローン・無担保ローン)及び信用保証事業を展開しておりますが、足許の事業環境を鑑み、新規取り扱いを抑制し、業務の集約化、効率化を推進しつつ回収額の最大化に取り組みました。

この結果、営業収益は705百万円、セグメント損失は1,334百万円となりました。

なお、当社は、平成22年12月31日付で貸金業を廃止し、今後は、貸金業法の定めに従い、みなし貸金業者として、当社が締結した貸付契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において貸金業務を行っていくことといたしました。新規の貸付契約については既にその締結を抑制していたことから、貸金業廃止が今後の業績に与える影響は限定的であると考えております。

(ii) 投資銀行・海外貿易事業

投資銀行・海外貿易事業につきましては、これまで培ってきたノウハウを活用し、M&A、投融資のアドバイザー業務及び投資事業組合の運營業務を中心とする投資銀行事業、中堅中小企業の国際商流に関連する仕入・販売先の新規開拓及び交渉代行等の様々なニーズに対応する貿易サポート業務及び国内外の中堅中小企業の国外進出に関するコンサルティング業務並びに中古自動車の輸出販売業務を中心とする海外貿易事業を展開しております。

この結果、営業収益は733百万円、セグメント利益は0百万円となりました。

(iii) 不動産事業

不動産事業につきましては、保有資産の販売促進と投資効率の向上に努めました。

この結果、営業収益は603百万円、セグメント利益は30百万円となりました。

(iv) その他の事業

その他の事業につきましては、事業者支援事業等を展開したことなどにより、営業収益は0百万円、セグメント損失は0百万円となりました。

② 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、第2四半期連結会計期間末に比べ、販売用不動産が1,639百万円増加したものの、営業貸付金が4,449百万円、破産更生債権等が526百万円それぞれ減少したことなどにより、3,252百万円(6.8%)減少の44,614百万円となりました。

負債につきましては、営業資産の減少に伴い短期・長期有利子負債の合計が486百万円減少したことなどにより、第2四半期連結会計期間末に比べ1,011百万円(2.1%)減少の46,585百万円となりました。

純資産につきましては、四半期純損失の計上により利益剰余金が1,928百万円、少数株主持分が427百万円それぞれ減少したことなどにより、第2四半期連結会計期間末に比べ2,241百万円減少し、1,970百万円のマイナスとなりました。

③ キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第2四半期連結会計期間末に比べ90百万円減少し2,603百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、695百万円の増加(前年同四半期は2,323百万円の増加)となりました。

これは、主に税金等調整前四半期純損失が1,897百万円(前年同四半期は311百万円の税金等調整前四半期純利益)となったものの、営業貸付金の純減少による資金の増加が1,515百万円(前年同四半期は2,212百万円の資金の増加)、貸倒償却額が960百万円(前年同四半期は1,293百万円)、販売用不動産及び仕掛販売用不動産の純減少による資金の増加が468百万円(前年同四半期は1,042百万円の資金の増加)となったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、47百万円の増加（前年同四半期は1,661百万円の減少）となりました。

これは、主に投資有価証券の取得及び売却による資金の純増加が106百万円（前年同四半期は845百万円の資金の純減少）となったことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、831百万円の減少（前年同四半期は504百万円の減少）となりました。

これは、主に少数株主への払い戻しによる支出が431百万円（前年同四半期は1,061百万円）、有利子負債の純減少による資金の減少が399百万円（前年同四半期は560百万円の資金の増加）となったことなどによるものであります。

④ 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

⑤ 研究開発活動

該当事項はありません。

(2) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、事業等のリスクに記載のとおり、継続企業的前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、以下に記載した対応策を実行していくことにより、当該状況の解消を図ってまいります。

① ネオラインホールディングス㈱との関係強化

ネオラインホールディングス㈱とは平成22年6月25日に資本・業務提携の基本合意を締結し、同年8月25日に同社を引受先とする第三者割当増資4,000百万円を行っております。その後も同社グループからは資金支援を含む継続した支援を受けており、業務提携を通じたシナジー効果の拡大により更なる関係強化を図ってまいります。

② 借入先との協議

当社は、平成22年10月、日本振興銀行㈱に対し、当社が保有する同行株式の帳簿価格相当額の金銭債権1,861百万円及び同行への貸付元本総額相当額の金銭債権6,650百万円を含む8,579百万円の債権債務を相殺することを通知し、同行との間で、これら相殺対象となる債権債務を含めた借入金その他の債務全般について協議を行ってまいりました。その結果、株式の帳簿価格相当額の金銭債権1,861百万円及び貸付元本総額相当額の金銭債権6,650百万円と債務との相殺について、その主張を一旦撤回すること等を条件として、平成23年1月26日付で、有価証券譲渡見合債務7,200百万円及び顕在化している保証債務1,023百万円の支払期限を同年2月28日まで延長する旨の合意書を締結いたしました。今後も同行とは、契約条件変更等の合意を目指し協議を継続してまいります。また、中小企業保証機構㈱を始めとする他の借入先に対しても借換等の要請を行ってまいります。

③ 安定した収益基盤の確立

当社グループは、これまで培ってきたノウハウを活用し展開している投資銀行事業については、M&A、投融資のアドバイザー業務、投資事業組合の運営業務等によるフィービジネスに取り組んでおり、今後もリスクを抑えた収益源として、より一層推進してまいります。

また、海外貿易事業については、中堅中小企業の国際商流に関連するファクタリング、仕入・販売先の新規開拓及び交渉代行等の様々なニーズに対応する貿易サポート業務並びに国内外の中堅中小企業の国外進出に関するコンサルティング業務に取り組んでおり、安定した収益の確保を進めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 重要な設備の新設等

前四半期連結会計期間末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設等はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額(百万 円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
N I S グル ープ(株)	東京本社 (東京都港区)	総合金融サー ビス事業	東京本社移転 による営業設 備等	7	5	自己資金	平成22年 12月	平成23年 1月	—
(株)アガスタ	東京本社 (東京都港区)	投資銀行・海 外貿易事業	東京本社移転 による営業設 備等	2	2	自己資金	平成22年 12月	平成23年 1月	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 重要な設備の除却等

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	630,000,000
計	630,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	481,188,550	481,188,550	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	481,188,550	481,188,550	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権

臨時株主総会の特別決議日（平成20年2月18日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	87,500個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	87,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8,750,000株 (1) 本新株予約権1個の行使により当社が交付する当社普通株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100株とする。 (2) ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、各本新株予約権につき、割当株式数は、調整直前の行使価額に調整直前の本新株予約権1個の行使により当社が交付する割当株式数を乗じて得られる数を、調整後の行使価額で除して得られる数に調整されるものとする。 (3) 前号に基づく割当株式数の調整の結果生ずる1株未満の端数が生じたときは、会社法第283条に定める方法によりこれを取り扱う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個につき、行使価額（ただし、後記「3. 行使価額の調整」によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）に割当株式数を乗じた額とし、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。 (2) 本新株予約権の行使により当社が交付する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初、200円とする（以下「当初行使価額」という。）。ただし、行使がなされた日の前日（当日を含む。）までの5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（売り気配値及び買い気配値の平均値（ただし、それぞれ複数ある場合は、それぞれの平均の平均値とする。）を含む。）の平均値が当初行使価額（ただし、後記「3. 行使価額の調整」による調整を受けた場合には、当該調整後の行使価額とする。）を下回る場合は、当初行使価額（ただし、後記「3. 行使価額の調整」による調整を受けた場合には、当該調整後の行使価額とする。）に0.9を乗じた金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）とする（なお、当該5連続取引日に後記「3. 行使価額の調整」で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当該当初行使価額に0.9を乗じた金額は、当社取締役会が決議した要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。）。なお、行使価額は後記「3. 行使価額の調整」に定めるところに従い調整されることがある。 2. 行使価額の修正 本新株予約権の行使価額の修正は行わない。

第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
	<p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日の営業開始時において有効な行使価額}}{\text{当該株式分割又は株式併合の直前の既発行普通株式の数}} \times \text{当該株式分割又は株式併合の直後の既発行普通株式の数}$ <p>かかる行使価額の調整は、当該株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」において、「普通株式」とは、ある時点における当社の普通株式及び再編対象会社（別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定義する。）の普通株式をいう。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」において、「既発行普通株式」とは、当社の発行済みでかつ残存する普通株式（日本法の下で、当社が自己株式として保有する当社普通株式を含む。）の数から、当社が自己株式として保有する普通株式の数を控除した数の株式をいう。</p> <p>(2) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が、既発行普通株式を有する全ての株主に対し、(x)当社普通株式の新規発行又は(y)当社が自己株式として保有する当社普通株式の処分のいずれかにより当社の普通株式無償割当てを行う場合（ただし、本「3. 行使価額の調整」第(3)号に定める証券、権利又は新株予約権の転換、交換又は行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該調整の効力発生日の営業開始時において有効な行使価額}}{\text{既発行普通株式の数} + \frac{\text{当該株式無償割当てにより割り当てられる普通株式の総数}}{\text{既発行普通株式の数}}}$ <p>本「3. 行使価額の調整」第(2)号の算式で使用する既発行普通株式の数は、当社が当該無償割当てを受ける株主を決めるための基準日を定める場合は、かかる基準日（その他のあらゆる場合は調整後行使価額が有効となる日の1ヶ月前の日）における既発行普通株式の数とする。かかる行使価額の調整は、当該無償割当てを受ける株主を決めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」第(2)号に該当する割当てが決定されたが行われなかった場合、行使価額は、当該無償割当ての決定が行われていなかった場合に有効な行使価額に再び調整される。</p>

第3 四半期会計期間末現在
(平成22年12月31日)

(3) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が、既発行普通株式を有する全ての株主に対し、調整後行使価額の効力発生日における時価を下回る1株当たりの価格をもって、当社より、普通株式(本「3.行使価額の調整」第(2)号が適用される普通株式無償割当てを除く。)又は普通株式に転換若しくは交換可能な証券、権利若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を取得する権利を与える証券、権利若しくは新株予約権の付与を行う場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{当該調整後行使価額の効力発生日の営業開始時における行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式の数} + \text{発行又は処分される普通株式数}}{\text{既発行普通株式の数} + \text{発行又は処分される普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式の数} + \text{発行又は処分される普通株式数}}$$

かかる行使価額の調整は、当該付与を受ける株主を決めるための基準日の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。ただし、当該付与のための基準日を定めない場合、当該調整は、(i)当該株式の払込期日若しくは払込期間の最終日の、又は(ii)株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合はそれらの効力発生日の、それぞれの日の翌日の日本における営業開始直後より有効とする。調整後の行使価額は、発行又は処分される証券、権利又は新株予約権の全てが(i)当初の転換価額で転換され、(ii)当初の交換価額で交換され、又は(iii)当初の行使価額で行使されたものとみなして(その証券、権利又は新株予約権が、普通株式に転換、交換又は行使可能な証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合、当該証券、権利又は新株予約権の全てが(i)当初の転換価額で転換され、(ii)当初の交換価額で交換され、又は(iii)当初の行使価額で行使されたものとみなして)上記の算式に従い算出する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が前の段落に定める当該調整の効力発生日において確定できない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている証券、権利又は新株予約権の全てが当該対価の確定日におけるそれらの条件に従い転換、交換又は行使されたものとみなして(その証券、権利又は新株予約権が、普通株式に転換、交換又は行使可能な証券、権利又は新株予約権を当社から取得する権利を保有者に与えるものである場合、当該証券、権利又は新株予約権の全てが(i)当初の転換価額で転換され、(ii)当初の交換価額で交換され、又は(iii)当初の行使価額で行使されたものとみなして)上記の算式を準用して算出する(この場合、行使価額の調整は、当該対価の決定日の翌日の営業開始直後より有効とする。))。

	<p style="text-align: center;">第3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)</p>
	<p>本「3. 行使価額の調整」第(3)号の算式で使用 する既発行普通株式の数は、当社が当該募集、発 行又は処分において割当てを受ける権利を受ける 株主を決めるための基準日を定める場合は、かか る基準日（その他のあらゆる場合は調整後行使価 額が有効となる日の1ヶ月前の日）における既発 行普通株式の数とする。当該証券、権利又は新株 予約権の付与が決定されたが発行日又は効力発 生日において発行又は交付されなかった場合、行 使価額は、当該付与が決定されなかった場合に有 効な行使価額に再び調整される。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」第(3)号に限り、「1 株当たりの価格」とは、次の算式によって計算 される金額とする。</p> <p style="text-align: center;">(A－B) ÷ C</p> <p>「A」は、当該証券、権利又は新株予約権の付 与を受けた者が当該証券、権利又は新株予約権 を取得するため当社に対して払い込む金額（新株 予約権の場合には、その行使に際して出資され る金額を加えた額とする。また、その証券、権 利又は新株予約権が、普通株式を取得するた めの行使が可能な証券、権利又は新株予約権 を当社から取得する権利を保有者に与えるも のである場合には、その証券、権利又は新株 予約権の行使に際して出資される金額を加えた 額とする。）とする。</p> <p>「B」は、当該証券、権利又は新株予約権の 転換、交換又は行使の際にその保有者に交付 される金銭の金額及びその他の財産（普通株式 を除く。）の価額（当社取締役会によって合理 的に誠実に決定される価額とする。）（その 証券、権利又は新株予約権が、普通株式に 転換、交換又は行使可能な証券、権利又は 新株予約権を当社から取得する権利を保有者 に与えるものである場合には、それらの転換、 交換又は行使に際して交付される金銭の金額 及び当該その他の財産の価額を加えた額とする。 ）とする。</p> <p>「C」は、付与された当該証券、権利又は新 株予約権の当初の転換価額での転換、当初の 交換価額での交換又は当初の行使価額での行 使の際に取得される普通株式の数（その証券、 権利又は新株予約権が、普通株式に転換、交 換又は行使可能な証券、権利又は新株予約権 を当社から取得する権利を保有者に与えるも のである場合、当該証券、権利又は新株予約 権の当初の転換価額での転換、当初の交換 価額での交換又は当初の行使価額での行使 の際に取得される普通株式の数を加えた数と する。）とする。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」において、「時価」と は、ある日につき、その日に先立つ45取引日 目（始まる30連続取引日における普通株式1 株当たりの売買価格の平均をいう。この場合、 円位未満少数第2位を四捨五入するものとし る。）とする。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」において、普通株式 の「取引日」とは、株式会社東京証券取引所 が営業を行っている日をいう。</p> <p>本「3. 行使価額の調整」において、ある日 の普通株式の「売買価格」とは、その日の株 式会社東京証券取引所（その時点で普通株式 が株式会社東京証券取引所に上場されてい ない場合は、普通株式がその時点で上場さ れている日本の他の主要な金融商品取引所） の普通取引における1株当たりの最終売買 価格（かかる最終売買価格がない場合は 気配表示（売り気配値及び買い気配値の平 均値（ただし、それぞれ複数ある場合は、そ れぞれの平均の平均値とする。））をいう。 かかる相場がない場合には、売買価格は当 社取締役会によって誠実に決定されるもの とする。）とする。</p>

第3 四半期会計期間末現在
(平成22年12月31日)

(4) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が既発行普通株式を有する全ての株主に対して、当社の何らかの種類の対象株式（「3. 行使価額の調整」第(2)号が適用される株式無償割当てを除く。）、債務証券又は資産（証券を含むが、「3. 行使価額の調整」第(3)号に定める証券、権利又は新株予約権を除く。）の配当、分配又は割当てを行う場合（(x)専ら現金による、又は(y)「3. 行使価額の調整」第(2)号に定める配当、分配又は割当てを除く。）（上記対象株式、債務証券又は資産を、本「3. 行使価額の調整」において、以下「分配証券」という。）、次の算式により行使価額を減額する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{当該配当、分} \\ \text{配又は割当て} \\ \text{の基準日に有} \\ \text{効な行使価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{当該基準日に} \\ \text{おける時価} \end{array} - \frac{\begin{array}{r} \text{分配証券の公} \\ \text{正な市場価値} \\ \text{の総額} \\ \text{当該基準日に} \\ \text{おける既発行} \\ \text{普通株式の数} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{当該基準日における時価} \end{array}}$$

かかる行使価額の減額は、当該配当、分配又は割当てのための基準日の翌日の営業開始直後より有効とする。

本「3. 行使価額の調整」第(4)号に該当する配当、分配又は割当てが決定されが行われなかった場合、行使価額は、当該配当、分配又は割当てが決定されなかった場合に有効な行使価額に再び調整される。

「対象株式」とは、何らかの会社における、全ての株式、新株予約権、及び当該会社における何らかの種類の株式に転換、交換又は行使可能な権利をいう。

(5) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が既発行普通株式を有する全ての株主に対して金銭による配当を行う場合（ただし、「3. 行使価額の調整」第(4)号に定める分配の一部として分配される場合、又は当社の組織再編行為（別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定義する。）に際して分配される場合を除く。）であって、(i)当該配当金額、(ii)当該配当の効力発生日に先立つ12ヶ月間において行われた当社普通株式を有する全ての株主に対する現金のみによる配当の金額（ただし、本「3. 行使価額の調整」第(5)号による調整の対象となったものを除く。）、及び(iii)当該配当の効力発生日に先立つ12ヶ月間において行われた公開買付けの方法による、当社普通株式である自己株式の当社による取得の対価となった、金銭及びそれ以外の対価の公正な市場価値（当該公正な市場価値は、当社取締役会により誠実に決定され、当該取締役会の決議により定められる価値とする。）（ただし、「3. 行使価額の調整」第(6)号による調整の対象となったものを除く。）の合計額の総額が、(1)当該配当のための基準日における時価に(2)当該基準日における既発行普通株式の数を乗じて得られる金額の10%を超える場合（当該超過部分の金額を、本「3. 行使価額の調整」において、以下「超過金額」という。）、次の算式により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{当該基準} \\ \text{日の日本} \\ \text{における} \\ \text{営業終了} \\ \text{直前に有} \\ \text{効な行使} \\ \text{価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{当該基準} \\ \text{日におけ} \\ \text{る時価} \end{array} - \frac{\begin{array}{r} \text{超過金額} \\ \text{当該基準日における既発行} \\ \text{普通株式の数} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{当該基準日における時価} \end{array}}$$

かかる行使価額の調整は、当該配当のための基準日の日本における営業終了直後より有効とする。

		第3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
		<p>(6) 発行済みの本新株予約権が残存する限り、当社が当社普通株式について、公開買付けにより取得する場合であって、(i)当該公開買付けに従って当該株式(本「3.行使価額の調整」において、以下「買付株式」という。)の取得のために支払われるべき対価の公正な市場価値(当社取締役会により誠実に決定され、当該取締役会の決議により定められる価値とする。)、(ii)買付期間最終時点(以下に定義する。)に先立つ12ヶ月間において行われた当社による公開買付けの方法による、当社普通株式の当社による取得の対価となった金銭及び当社によって支払われるそれ以外の対価の公正な市場価値(当該公正な市場価値は、当社取締役会により誠実に決定され、当該取締役会の決議により定められる価値とする。)(ただし、本「3.行使価額の調整」第(6)号による調整の対象となったものを除く。)の合計額、及び(iii)買付期間最終時点に先立つ12ヶ月間において行われた既発行普通株式を有する全ての株主に対する現金のみによる配当の総額(ただし、「3.行使価額の調整」第(5)号による調整の対象となったものを除く。)の合計額が、(1)当該公開買付けの買付期間の最終の時点(変更されることがあり、その場合には変更後の時点とする。)(本「3.行使価額の調整」において、以下「買付期間最終時点」という。)における時価に(2)買付期間最終時点における既発行普通株式(買付株式を含む。)の数を乗じた金額の10%を超える場合、次の算式により行使価額を調整する。</p>	
		$\begin{aligned} & \text{買付期間最終時点の属する日の日本における営業終了直前における有効な行使価額} \\ & \times \left[\begin{aligned} & \text{買付株式の受領に基づき株主に支払われるべき対価の公正な市場価値} \\ & + \text{買付期間最終時点における既発行普通株式(買付株式を除く。)の数} \end{aligned} \right] \\ & \times \text{買付期間最終時点の翌取引日における当社普通株式の時価} \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \times \text{買付期間最終時点の翌取引日における当社普通株式の時価} \\ & \times \text{買付期間最終時点の翌取引日における当社普通株式の時価} \end{aligned}$
		<p>かかる行使価額の減額(もしあれば)は、買付期間最終時点の翌営業日の営業開始直後より有効とする。</p> <p>当該公開買付けに従って当社が株式の買付けを義務付けられたが、適用法令によりかかる買付けが将来の時点を含めて有効にならない場合又はかかる買付けの全てが撤回された場合、行使価額は、当該公開買付けが行われなかった場合に有効な行使価額に再び調整される。</p> <p>本「3.行使価額の調整」第(6)号が公開買付けに適用されることにより、行使価額が増額されることとなる場合、当該公開買付けを理由とする本「3.行使価額の調整」第(6)号に基づく調整は行われぬ。</p>	

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	(7) 「3.行使価額の調整」第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号、第(5)号、第(6)号又は本第(7)号の算式の計算については、円位未満小数第2位を四捨五入する。「3.行使価額の調整」第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号又は第(5)号の各取引において、当該各取引のために当社普通株式を有する株主を決める基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他の当社の機関の承認を条件としているときには、「3.行使価額の調整」第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号又は第(5)号にかかわらず、行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを調整するものとする(以下「遡及的調整」という。) この場合において、当該取引のため当社普通株式を有する株主を決めるために設定された基準日からかかる取引の承認があった日までに、本新株予約権の行使をした者に対しては、(x)かかる本新株予約権の行使の日に当該遡及的調整がなされていたとすれば、かかる行使によりその者が取得していたであろう当社普通株式数から、(y)かかる行使によりその者が既に取得している当社普通株式の数を控除した数の当社普通株式を追加で交付するものとする。この場合に端数を生じたときは、会社法第283条に定める方法によりこれを取り扱う。
新株予約権の行使期間	平成20年2月20日～平成27年2月20日午後5時
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 200円 資本組入額 100円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要しないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、新設合併若しくは吸収合併(以下、「合併」と総称する。)(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権で、下記①ないし⑧に定める内容のものをそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、別記「新株予約権の目的となる株式の数」の(1)ないし(3)に準じて決定する。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要しない。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 定めない。</p>

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日	—	481,188	—	28,289	—	30,586

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	6,290,500	—	—
完全議決権株式(その他)	473,733,200	4,737,332	—
単元未満株式	1,164,850	—	—
発行済株式総数	481,188,550	—	—
総株主の議決権	—	4,737,332	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が26株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) N I S グループ株式会社	愛媛県松山市千舟町 5丁目7番6	6,290,500	—	6,290,500	1.31
計	—	6,290,500	—	6,290,500	1.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	34	28	25	22	20	19	11	12	12
最低(円)	23	20	18	18	17	7	6	6	8

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役	—	三吉 誠	昭和53年 9月25日	平成13年4月 株式会社キャスコ(現:株式会社プライメックスキャピタル)入社 平成20年4月 かざかフィナンシャルグループ株式会社入社 平成20年11月 株式会社フロックス入社 平成20年12月 株式会社イッコー(現:Jトラスト株式会社)入社経営戦略部 平成22年3月 西京カード株式会社監査役 平成22年7月 当社顧問 平成22年8月 当社取締役(現任) 平成22年10月 ネオラインホールディングス株式会社取締役(現任)	(注) 3	—	平成22年 8月25日
取締役	—	藤澤 信義	昭和45年 1月17日	平成13年6月 株式会社ビー・ジャパン入社 平成21年3月 N L H D 株式会社代表取締役社長(現任) 平成21年7月 ネオラインホールディングス株式会社代表取締役社長(現任) 平成22年6月 Jトラスト株式会社取締役(現任) 平成22年6月 アドアーズ株式会社取締役(現任) 平成22年8月 当社取締役(現任) 平成22年10月 株式会社ネクストジャパンホールディングス取締役会長(現任)	(注) 3	—	平成22年 8月25日
取締役	—	原川 城治	昭和34年 9月23日	平成11年1月 株式会社クレディア入社 平成20年12月 株式会社フロックス代表取締役社長(現任) 平成21年1月 株式会社エーエーディ代表取締役社長(現任) 平成22年4月 ネオラインキャピタル株式会社代表取締役社長(現任) 平成22年4月 ネオラインホールディングス株式会社取締役(現任) 平成22年8月 当社取締役(現任)	(注) 3	—	平成22年 8月25日
監査役	—	池田 光次	昭和29年 7月17日	昭和56年2月 株式会社ワイド(現:アベントクル株式会社)入社 平成13年3月 株式会社クレディア入社 平成20年10月 株式会社フロックス転籍 平成22年8月 当社監査役(現任)	(注) 4	—	平成22年 8月25日
監査役	—	加曾利 勉	昭和27年 2月6日	昭和50年7月 プロミストラスト株式会社(現:プロミス株式会社)入社 平成7年6月 同社取締役 平成12年5月 株式会社モビット代表取締役専務 平成21年11月 プロミス株式会社顧問 平成21年11月 株式会社ネットフューチャー取締役会長 平成22年7月 ネオラインホールディングス株式会社取締役会長(現任) 平成22年8月 当社監査役(現任)	(注) 4	—	平成22年 8月25日

- (注) 1 取締役藤澤信義及び原川城治は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。
 2 監査役池田光次及び加曾利勉は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。
 3 平成22年8月25日開催の臨時株主総会の終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4 平成22年8月25日開催の臨時株主総会の終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	黒澤明宏	平成22年8月25日
取締役	—	奥野喜彦	平成22年8月25日
監査役	—	北尾保	平成22年8月25日
監査役	—	岩崎一	平成22年8月25日

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 2,703	※2 5,097
営業貸付金	※2 13,840	※2, ※4 22,188
求償債権	※2 4,037	※2 4,056
販売用不動産	※2 10,580	※2 3,497
仕掛販売用不動産	—	※2 6,193
その他	1,508	2,833
貸倒引当金	△3,211	△3,892
流動資産合計	29,459	39,974
固定資産		
有形固定資産	※1 37	※1 36
無形固定資産	17	39
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 5,453	※2 9,115
長期貸付金	※2 7,942	※2 7,952
破産更生債権等	※2 37,557	※2 42,712
その他	1,014	※2 2,395
貸倒引当金	△36,889	△29,981
投資その他の資産合計	15,078	32,193
固定資産合計	15,133	32,269
繰延資産	21	33
資産合計	44,614	72,277

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2 17,386	※2, ※4 22,497
1年内返済予定の長期借入金	※2 4,139	※2 6,500
有価証券譲渡見合債務	※2 7,200	※2 7,200
未払法人税等	1,386	1,298
債務保証損失引当金	1,075	1,022
その他	1,016	2,269
流動負債合計	32,204	40,787
固定負債		
社債	2,831	3,236
長期借入金	※2 1,641	※2 4,282
債務保証損失引当金	277	—
利息返還損失引当金	9,235	10,100
関係会社事業損失引当金	—	1,466
その他	394	768
固定負債合計	14,380	19,853
負債合計	46,585	60,641
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,289	26,289
資本剰余金	32,180	30,180
利益剰余金	△66,172	△49,642
自己株式	△3,893	△3,893
株主資本合計	△9,596	2,934
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	143	436
繰延ヘッジ損益	108	163
為替換算調整勘定	△23	△9
評価・換算差額等合計	229	591
少数株主持分	7,396	8,110
純資産合計	△1,970	11,636
負債純資産合計	44,614	72,277

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業収益	8,686	5,292
営業費用	6,696	7,678
営業総利益又は営業総損失(△)	1,990	△2,385
販売費及び一般管理費	※1 7,292	※1 4,653
営業損失(△)	△5,301	△7,039
営業外収益		
受取利息	228	152
受取配当金	67	25
受取保証料	138	59
持分法による投資利益	186	—
為替差益	460	391
その他	43	23
営業外収益合計	1,124	652
営業外費用		
支払利息	1,333	956
持分法による投資損失	—	40
投資事業組合運用損	142	189
その他	33	49
営業外費用合計	1,509	1,235
経常損失(△)	△5,686	△7,622
特別利益		
固定資産売却益	0	—
投資有価証券売却益	4	547
未払役員退職慰労金戻入額	—	297
社債買入消却益	4,291	—
その他	949	49
特別利益合計	5,245	894
特別損失		
固定資産除却損	0	7
減損損失	60	0
投資有価証券評価損	522	2,268
貸倒引当金繰入額	—	7,083
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	20
その他	9	314
特別損失合計	592	9,695
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,034	△16,423
法人税、住民税及び事業税	49	103
法人税等合計	49	103
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△16,526
少数株主利益	8	3
四半期純損失(△)	△1,092	△16,530

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
営業収益	3,492	2,042
営業費用	2,755	1,560
営業総利益	736	482
販売費及び一般管理費	※1 1,035	※1 2,017
営業損失(△)	△299	△1,534
営業外収益		
受取利息	62	17
受取配当金	32	1
受取保証料	36	15
持分法による投資利益	24	—
為替差益	—	77
その他	14	11
営業外収益合計	170	124
営業外費用		
支払利息	428	216
投資事業組合運用損	56	51
その他	78	6
営業外費用合計	564	274
経常損失(△)	△693	△1,684
特別利益		
投資有価証券売却益	—	34
関係会社株式売却益	224	—
持分変動利益	163	—
社債買入消却益	303	—
関係会社事業損失引当金戻入額	300	—
その他	82	0
特別利益合計	1,073	34
特別損失		
投資有価証券評価損	68	158
貸倒引当金繰入額	—	65
その他	0	23
特別損失合計	69	247
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	311	△1,897
法人税、住民税及び事業税	35	26
法人税等合計	35	26
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△1,924
少数株主利益	4	4
四半期純利益又は四半期純損失(△)	271	△1,928

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,034	△16,423
減価償却費	36	15
減損損失	60	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,458	6,226
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△890	△1,619
関係会社事業損失引当金の増減額(△は減少)	△396	—
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	△1,041	△381
その他の引当金の増減額(△は減少)	△247	△30
為替差損益(△は益)	△460	△381
受取利息及び配当金	△297	△178
支払利息	3,101	2,263
持分法による投資損益(△は益)	△186	40
固定資産除売却損益(△は益)	0	7
投資有価証券売却損益(△は益)	△4	△400
投資有価証券評価損益(△は益)	522	2,268
販売用不動産及び仕掛販売用不動産評価損	444	4,074
受取補償金	△39	—
社債買入消却益	△4,291	—
貸倒償却額	5,083	3,170
未収営業貸付金利息の増減額(△は増加)	48	19
未経過営業貸付金利息の増減額(△は減少)	△13	—
その他	△861	△1,245
小計	△1,926	△2,572
利息及び配当金の受取額	296	180
利息の支払額	△3,012	△1,911
補償金の受取額	39	—
法人税等の支払額	150	5
小計	△4,451	△4,297
営業貸付金の増減額(△は増加)	4,465	5,571
販売用不動産及び仕掛販売用不動産の増減額(△は増加)	1,739	294
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,752	1,568

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期性預金の預入による支出	△110	△100
定期性預金の払戻による収入	200	310
有形固定資産の取得による支出	△6	△9
有形固定資産の売却による収入	11	—
無形固定資産の取得による支出	△11	△1
投資有価証券の取得による支出	△1,680	△2,575
投資有価証券の売却による収入	211	4,370
関係会社株式の売却による収入	392	14
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△234	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△6
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	795	—
貸付けによる支出	△1,204	—
貸付金の回収による収入	1,710	—
その他	69	△12
投資活動によるキャッシュ・フロー	142	1,990
財務活動によるキャッシュ・フロー		
制限付預金の預入による支出	△0	△528
制限付預金の引出による収入	204	1,800
短期借入れによる収入	24,070	8,405
短期借入金の返済による支出	△15,202	△12,837
長期借入れによる収入	9,822	2,120
長期借入金の返済による支出	△9,975	△7,104
社債の償還による支出	△8,580	△3
株式の発行による収入	—	3,982
少数株主からの払込みによる収入	991	556
少数株主への払戻による支出	△1,515	△1,275
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△186	△4,883
現金及び現金同等物に係る換算差額	△14	△10
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,694	△1,334
現金及び現金同等物の期首残高	2,575	3,935
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	3
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 4,269	※1 2,603

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

当社グループは、前連結会計年度まで継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。

平成22年9月に当社グループの主要借入先である日本振興銀行(株)が金融庁の行政処分により預金保険機構の管理下に置かれ、東京地方裁判所から民事再生手続の開始決定を受けたことに伴い、保有する同行の株式1,861百万円の全額を減損処理し、同行への貸付金6,650百万円の全額に対し貸倒引当金を計上したことに加え、販売用不動産について4,074百万円の評価損を計上したこと等により、当第3四半期連結累計期間においても営業損失7,039百万円、経常損失7,622百万円及び四半期純損失16,530百万円を計上いたしました。その結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本は9,367百万円の債務超過となっております。

当社グループでは当第3四半期連結会計期間末において、日本振興銀行(株)より有価証券譲渡見合債務を含む20,442百万円の借入金、平成22年10月に民事再生手続の開始決定を受けた中小企業保証機構(株)より1,510百万円の借入金がありますが、日本振興銀行(株)とは、平成23年1月26日付で、有価証券譲渡見合債務7,200百万円及び顕在化している保証債務の支払期限を同年2月28日まで延長する旨の合意書を締結しております。また、中小企業保証機構(株)からの借入金についても当初の支払期限を3ヵ月間延長し、平成23年2月28日までとする旨の債務弁済契約書を締結いたしました。しかしながら、上記の借入金を始め、他の借入金等もその返済期限は1年内に到来するため、日本振興銀行(株)を始めとする借入先との契約条件変更等の協議が今後合意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループは、以下に記載した対応策を実行していくことにより、当該状況の解消を図ってまいります。

なお、当社は、平成22年12月31日付で貸金業を廃止し、今後は、貸金業法の定めに従い、みなし貸金業者として、当社が締結した貸付契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において貸金業務を行っていくことといたしました。新規の貸付契約については既にその締結を抑制していたことから、貸金業廃止が今後の業績に与える影響は限定的であると考えております。

1 ネオラインホールディングス(株)との関係強化

ネオラインホールディングス(株)とは平成22年6月25日に資本・業務提携の基本合意を締結し、同年8月25日に同社を引受先とする第三者割当増資4,000百万円を行っております。その後も当社グループからは資金支援を含む継続した支援を受けており、業務提携を通じたシナジー効果の拡大により更なる関係強化を図ってまいります。

2 借入先との協議

当社は、平成22年10月、日本振興銀行(株)に対し、当社が保有する同行株式の帳簿価格相当額の金銭債権1,861百万円及び同行への貸付元本総額相当額の金銭債権6,650百万円を含む8,579百万円の債権債務を相殺することを通知し、同行との間で、これら相殺対象となる債権債務を含めた借入金その他の債務全般について協議を行ってまいりました。その結果、株式の帳簿価格相当額の金銭債権1,861百万円及び貸付元本総額相当額の金銭債権6,650百万円と債務との相殺について、その主張を一旦撤回すること等を条件として、平成23年1月26日付で、有価証券譲渡見合債務7,200百万円及び顕在化している保証債務1,023百万円の支払期限を同年2月28日まで延長する旨の合意書を締結いたしました。今後も同行とは、契約条件変更等の合意を目指し協議を継続してまいります。また、中小企業保証機構(株)を始めとする他の借入先に対しても借換等の要請を行ってまいります。

3 安定した収益基盤の確立

当社グループは、これまで培ってきたノウハウを活用し展開している投資銀行事業については、M & A、投融資のアドバイザー業務、投資事業組合の運営業務等によるフィービジネスに取り組んでおり、今後もリスクを抑えた収益源として、より一層推進してまいります。

また、海外貿易事業については、中堅中小企業の国際商流に関連するファクタリング、仕入・販売先の新規開拓及び交渉代行等の様々なニーズに対応する貿易サポート業務並びに国内外の中堅中小企業の国外進出に関するコンサルティング業務に取り組んでおり、安定した収益の確保を進めてまいります。

しかしながら、これらの対応策を実施しても利息返還損失や営業貸付金にかかる貸倒費用等を吸収するだけの事業収益の確保ができるか否かは外部要因に大きく依存し、また、日本振興銀行㈱及び中小企業保証機構㈱からの借入金の弁済等については、今後も継続して協議していくこととなるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1	<p>連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間において、L a d e x(株)等4社は新規設立により、連結の範囲に含めております。</p> <p>第2四半期連結会計期間において、日本イノベーションファンド(株)は保有方針の変更により、平禄(香港)控股有限公司は新規設立により、連結の範囲に含めております。また、A—V i s i o n(株)等2社は株式譲渡により、N I S P 1投資事業有限責任組合は清算終了のため、連結の範囲から除外しております。</p>
2	<p>持分法の適用に関する事項の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間において、(株)ウッドノートは株式譲渡により、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>第2四半期連結会計期間において、フードパパ(株)及び(株)ベイシティサービスは株式譲渡により、持分法適用の範囲から除外しております。</p>
3	<p>会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業損失及び経常損失はそれぞれ2百万円増加し、税金等調整前四半期純損失は22百万円増加しております。</p> <p>(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用</p> <p>第2四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。</p>

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結貸借対照表)	<p>① 前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「営業未収入金」については、資産の総額の100分の1以下となったため、当第3四半期連結会計期間では流動資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「営業未収入金」は431百万円であります。</p> <p>② 前第3四半期連結会計期間において投資その他の資産の「その他」に含めておりました「長期貸付金」(前第3四半期連結会計期間6,752百万円)については、資産の総額の100分の10を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。</p>
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
棚卸資産の評価方法 棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
関係会社事業損失引当金 前連結会計年度末において関係会社事業損失引当金として表示しておりました1,466百万円については、当第3四半期連結累計期間の期首において711百万円を固定負債の債務保証損失引当金に、754百万円を利息返還損失引当金に振替えております。これは、前連結会計年度末において中小企業信用機構(株)を持分法の適用範囲から除外し、同社が当第3四半期連結累計期間を通じて関係会社に該当しないこととなったため、明瞭性確保の観点から行ったものであります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																																												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">59百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">132百万円</p>																																																												
<p>※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>(イ)担保に供している資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>現金及び預金</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> <tr><td>営業貸付金</td><td style="text-align: right;">9,521</td></tr> <tr><td>求償債権</td><td style="text-align: right;">3,538</td></tr> <tr><td>販売用不動産</td><td style="text-align: right;">7,422</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">4,267</td></tr> <tr><td>長期貸付金</td><td style="text-align: right;">5,854</td></tr> <tr><td>破産更生債権等</td><td style="text-align: right;">5,395</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">36,100</td></tr> </tbody> </table> <p>(ロ)上記に対応する債務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>短期借入金</td><td style="text-align: right;">16,246</td></tr> <tr><td>1年内返済予定の長期借入金</td><td style="text-align: right;">3,490</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td style="text-align: right;">1,479</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">21,215</td></tr> </tbody> </table> <p>上記のうち、現金及び預金100百万円、販売用不動産383百万円及び投資有価証券0百万円は借入・保証契約の包括的担保として差し入れているものであります。</p> <p>なお、上記の資産以外に営業貸付金290百万円、投資有価証券129百万円及び連結上相殺されている連結子会社が発行し当社グループが保有する特定社債券2,000百万円を関係会社の借入の担保として差し入れております。</p> <p>また、連結子会社が発行し当社グループが保有する特定社債券を第三者に譲渡し、投資事業組合出資金を担保に差し入れることで資金調達を行っておりますが、譲渡契約には買戻条項が付されており、短期的に買戻しが行われることが見込まれるため金融取引として処理し、譲渡代金については有価証券譲渡見合債務として認識しております。なお、特定社債券及び投資事業組合出資金は連結上相殺消去されており、相殺額は特定社債券が7,200百万円、投資事業組合出資金が57百万円であります。</p>	科目	金額(百万円)	現金及び預金	100	営業貸付金	9,521	求償債権	3,538	販売用不動産	7,422	投資有価証券	4,267	長期貸付金	5,854	破産更生債権等	5,395	計	36,100	科目	金額(百万円)	短期借入金	16,246	1年内返済予定の長期借入金	3,490	長期借入金	1,479	計	21,215	<p>※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>(イ)担保に供している資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>現金及び預金</td><td style="text-align: right;">851</td></tr> <tr><td>営業貸付金</td><td style="text-align: right;">12,579</td></tr> <tr><td>求償債権</td><td style="text-align: right;">1,582</td></tr> <tr><td>販売用不動産</td><td style="text-align: right;">3,497</td></tr> <tr><td>仕掛販売用不動産</td><td style="text-align: right;">6,193</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">4,058</td></tr> <tr><td>長期貸付金</td><td style="text-align: right;">4,650</td></tr> <tr><td>破産更生債権等</td><td style="text-align: right;">521</td></tr> <tr><td>投資その他の資産(その他)</td><td style="text-align: right;">1,204</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">35,138</td></tr> </tbody> </table> <p>(ロ)上記に対応する債務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>短期借入金</td><td style="text-align: right;">14,320</td></tr> <tr><td>1年内返済予定の長期借入金</td><td style="text-align: right;">2,468</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td style="text-align: right;">2,134</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">18,922</td></tr> </tbody> </table> <p>上記のうち、投資有価証券2,504百万円は借入・保証契約・業務提携の包括的担保として差し入れているものであります。また、株式買取契約に係る担保として投資有価証券1,346百万円を差し入れております。</p> <p>なお、上記の資産以外に営業貸付金290百万円、投資有価証券412百万円及び連結上相殺されている連結子会社が発行し当社グループが保有する特定社債券2,000百万円を関係会社の借入の担保として、営業貸付金154百万円及び破産更生債権等2百万円をニッシン債権回収(株)の借入の担保として差し入れております。</p> <p>また、連結子会社が発行し当社グループが保有する特定社債券を第三者に譲渡し、投資事業組合出資金を担保に差し入れることで資金調達を行っておりますが、譲渡契約には買戻条項が付されており、短期的に買戻しが行われることが見込まれるため金融取引として処理し、譲渡代金については有価証券譲渡見合債務として認識しております。なお、特定社債券及び投資事業組合出資金は連結上相殺消去されており、相殺額は特定社債券が7,200百万円、投資事業組合出資金が316百万円であります。</p>	科目	金額(百万円)	現金及び預金	851	営業貸付金	12,579	求償債権	1,582	販売用不動産	3,497	仕掛販売用不動産	6,193	投資有価証券	4,058	長期貸付金	4,650	破産更生債権等	521	投資その他の資産(その他)	1,204	計	35,138	科目	金額(百万円)	短期借入金	14,320	1年内返済予定の長期借入金	2,468	長期借入金	2,134	計	18,922
科目	金額(百万円)																																																												
現金及び預金	100																																																												
営業貸付金	9,521																																																												
求償債権	3,538																																																												
販売用不動産	7,422																																																												
投資有価証券	4,267																																																												
長期貸付金	5,854																																																												
破産更生債権等	5,395																																																												
計	36,100																																																												
科目	金額(百万円)																																																												
短期借入金	16,246																																																												
1年内返済予定の長期借入金	3,490																																																												
長期借入金	1,479																																																												
計	21,215																																																												
科目	金額(百万円)																																																												
現金及び預金	851																																																												
営業貸付金	12,579																																																												
求償債権	1,582																																																												
販売用不動産	3,497																																																												
仕掛販売用不動産	6,193																																																												
投資有価証券	4,058																																																												
長期貸付金	4,650																																																												
破産更生債権等	521																																																												
投資その他の資産(その他)	1,204																																																												
計	35,138																																																												
科目	金額(百万円)																																																												
短期借入金	14,320																																																												
1年内返済予定の長期借入金	2,468																																																												
長期借入金	2,134																																																												
計	18,922																																																												

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)												
<p>3 偶発債務</p> <p>保証業務に係る保証債務残高 7,407百万円</p> <p>中小企業信用機構(株)の貸付債権に対する保証債務残高(当該貸付債権の譲渡先に対する保証債務を含む。) 440百万円</p> <p>ニッシン債権回収(株)の借入に対する保証債務残高 6,717百万円</p> <p>上記のほか、中小企業信用機構(株)が平成20年3月3日までに貸付けた実績のある顧客からの利息返還請求に関し平成25年2月28日まで、当社は同社に対し利息返還損失の全額を補償することとなっております。保証債務の額を算定することは困難であります。当該補償に係る当第3四半期連結会計期間末における損失負担見込額264百万円は、利息返還損失引当金に含めて計上しております。</p>	<p>3 偶発債務</p> <p>保証業務に係る保証債務残高 11,271百万円</p> <p>中小企業信用機構(株)の貸付債権に対する保証債務残高(当該貸付債権の譲渡先に対する保証債務を含む。) 541百万円</p> <p>ニッシン債権回収(株)の借入に対する保証債務残高 6,009百万円</p> <p>上記のほか、関係会社であった中小企業信用機構(株)が平成20年3月3日までに貸付けた実績のある顧客からの利息返還請求に関し平成25年2月28日まで、当社は同社に対し利息返還損失の全額を補償することとなっております。保証債務の額を算定することは困難であります。当該補償に係る当連結会計年度末における損失負担見込額754百万円は、関係会社事業損失引当金に含めて計上しております。</p>												
	<p>※4 当座貸越契約、貸出コミットメント契約及び営業貸付金に係るコミットメントライン契約</p> <p>(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行等と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="845 840 1396 974"> <tr> <td>当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">6,500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行額</td> <td style="text-align: right;">△6,500百万円</td> </tr> <tr> <td>融資未実行残高</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 営業貸付金に係るコミットメントライン契約</p> <p>当社は、主要事業である総合金融サービス事業において一部の顧客との間に限度借入契約を締結しており、利用限度額(当社が与信した額)の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっております。同契約に係る融資未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="845 1187 1396 1288"> <tr> <td>限度借入契約総額</td> <td style="text-align: right;">2,921百万円</td> </tr> <tr> <td>営業貸付金残高</td> <td style="text-align: right;">△2,343百万円</td> </tr> <tr> <td>融資未実行残高</td> <td style="text-align: right;">577百万円</td> </tr> </table> <p>なお、このうちには残高のない顧客に対する融資未実行残高が415百万円含まれております。</p> <p>また、同契約は融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。</p> <p>同契約には、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止又は利用限度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約後も定期的に契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	6,500百万円	借入実行額	△6,500百万円	融資未実行残高	—百万円	限度借入契約総額	2,921百万円	営業貸付金残高	△2,343百万円	融資未実行残高	577百万円
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	6,500百万円												
借入実行額	△6,500百万円												
融資未実行残高	—百万円												
限度借入契約総額	2,921百万円												
営業貸付金残高	△2,343百万円												
融資未実行残高	577百万円												

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	※1 販売費及び一般管理費の主なもの
(1) 貸倒引当金繰入額 2,347百万円	(1) 貸倒引当金繰入額 1,703百万円
(2) 利息返還損失引当金繰入額 1,784百万円	(2) 債務保証損失引当金繰入額 515百万円
(3) 減価償却費 36百万円	(3) 減価償却費 15百万円
(4) 給与手当 488百万円	(4) 給与手当 501百万円
(5) 租税公課 409百万円	(5) 租税公課 321百万円
(6) 賃借料 262百万円	(6) 賃借料 154百万円
(7) 支払手数料 1,142百万円	(7) 支払手数料 749百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	※1 販売費及び一般管理費の主なもの
(1) 貸倒引当金繰入額 111百万円	(1) 貸倒引当金繰入額 763百万円
(2) 減価償却費 6百万円	(2) 債務保証損失引当金繰入額 515百万円
(3) 給与手当 160百万円	(3) 減価償却費 5百万円
(4) 租税公課 89百万円	(4) 給与手当 172百万円
(5) 賃借料 53百万円	(5) 租税公課 144百万円
(6) 支払手数料 353百万円	(6) 賃借料 48百万円
	(7) 支払手数料 178百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 5,531百万円	現金及び預金勘定 2,703百万円
預入期間3ヵ月超の定期預金 △410百万円	預入期間3ヵ月超の定期預金 △100百万円
担保に供しているため、引出が制 限されている預金 △851百万円	現金及び現金同等物 2,603百万円
現金及び現金同等物 4,269百万円	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	481,188

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	6,290

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	— (8,750)	— (—)
合計		— (8,750)	— (—)

(注) 1 目的となる株式の数は、権利可能行使数を記載しております。

2 () は、自己新株予約権であり、外書に記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成22年8月25日付で、ネオラインホールディングス(株)から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が2,000百万円、資本準備金が2,000百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が28,289百万円、資本準備金が32,180百万円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	総合金融サービス事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に対する営業 収益	1,284	1,829	379	3,492	—	3,492
(2) セグメント間の内部営 業収益又は振替高	184	5	21	211	(211)	—
計	1,468	1,834	400	3,703	(211)	3,492
営業利益又は営業損失(△)	△38	△164	15	△188	(110)	△299

(注) 1 事業の区分の方法

事業の区分は、事業の種類・性質及び営業取引の類似性を考慮して区分したものであります。

2 各事業区分の主な内容

- (1) 総合金融サービス事業・・・消費者及び事業者を対象とした各種ローンの提供及び保証並びに投資銀行事業
- (2) 不動産事業・・・・・・・・不動産売買、不動産開発、アセットマネジメント
- (3) その他の事業・・・・・・・・事業者支援事業等

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	総合金融サービス事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に対する営業 収益	4,050	4,249	386	8,686	—	8,686
(2) セグメント間の内部営 業収益又は振替高	568	63	21	654	(654)	—
計	4,619	4,312	408	9,340	(654)	8,686
営業利益又は営業損失(△)	△4,302	△652	4	△4,950	(351)	△5,301

(注) 1 事業の区分の方法

事業の区分は、事業の種類・性質及び営業取引の類似性を考慮して区分したものであります。

2 各事業区分の主な内容

- (1) 総合金融サービス事業・・・消費者及び事業者を対象とした各種ローンの提供及び保証並びに投資銀行事業
- (2) 不動産事業・・・・・・・・不動産売買、不動産開発、アセットマネジメント
- (3) その他の事業・・・・・・・・事業者支援事業等

(追加情報)

従来、「債権管理回収事業」は区分表示しておりましたが、当該事業を行う連結子会社であったニッシン債権回収㈱が前連結会計年度において持分法適用関連会社となったことに伴い、当該セグメントはなくなりました。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	アジア	アフリカ	オセアニア	その他	計
(1) 海外営業収益（百万円）	248	77	29	19	374
(2) 連結営業収益（百万円）	—	—	—	—	3,492
(3) 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合（%）	7.1	2.2	0.8	0.6	10.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アジア・・・・・・・・ マレーシア、台湾等

アフリカ・・・・・・・・ ザンビア共和国、マラウイ共和国、タンザニア連合共和国等

オセアニア・・・・・・・・ パプアニューギニア独立国、フィジー諸島共和国等

その他・・・・・・・・ ヨーロッパ、カリブ等

3 海外営業収益は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における営業収益であります。

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の分配の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、中堅中小企業に対するローン事業(有担保ローン・無担保ローン)及び信用保証事業を展開する「総合金融サービス事業」、アドバイザー業務、投資事業組合の運營業務及び貿易サポート業務等によるフィージネス並びに中古自動車の輸出販売業務を行う「投資銀行・海外貿易事業」、保有資産の販売活動と投資効率の向上に取り組む「不動産事業」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	総合金融サ ービス事業	投資銀行・ 海外貿易 事業	不動産事業	計				
営業収益								
外部顧客に対す る営業収益	1,988	2,118	991	5,097	195	5,292	—	5,292
セグメント間の 内部営業収益又 は振替高	538	9	64	612	1	614	△614	—
計	2,526	2,127	1,056	5,710	196	5,906	△614	5,292
セグメント利益又 は損失(△)	△2,496	67	△4,083	△6,512	△11	△6,524	△514	△7,039

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣事業等を含んでおります。なお、人材派遣事業を行う連結子会社であったA-Vision(株)は、第2四半期連結会計期間末において、株式譲渡により連結の範囲から除外しております。

2 セグメント利益又は損失の調整額△514百万円には、セグメント間取引消去が含まれております。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	総合金融サ ービス事業	投資銀行・ 海外貿易 事業	不動産事業	計				
営業収益								
外部顧客に対す る営業収益	705	733	603	2,042	0	2,042	—	2,042
セグメント間の 内部営業収益又 は振替高	170	9	47	228	0	228	△228	—
計	876	743	651	2,270	0	2,271	△228	2,042
セグメント利益又 は損失 (△)	△1,334	0	30	△1,303	△0	△1,303	△231	△1,534

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、事業者支援事業等を含んでおり
ます。

2 セグメント利益又は損失の調整額△231百万円には、セグメント間取引消去が含まれております。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

以下の金融商品が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位:百万円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,703	2,703	—
(2) 営業貸付金	13,840		
貸倒引当金(※1)	△2,287		
	11,552	11,552	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,346	1,346	—
(4) 長期貸付金	7,942		
貸倒引当金(※2)	△7,146		
	795	795	—
(5) 破産更生債権等	37,557		
貸倒引当金(※3)	△29,742		
	7,814	7,814	—
(6) 短期借入金	17,386	17,386	—
(7) 長期借入金(※4)	5,781	5,485	△296

(※1) 営業貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期貸付金に対応する個別引当金を控除しております。

(※3) 破産更生債権等に対応する個別引当金を控除しております。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業貸付金

営業貸付金については、担保及び保証による回収見込額等に基づき貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券はその将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」を参照ください。

(4) 長期貸付金

長期貸付金については、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づき貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(7) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	四半期連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,538
投資事業組合出資金等	567
計	4,106

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計年度末(平成22年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	取得原価	四半期連結貸借対照表計上額	差額
株式	937	1,263	326
債券	11	16	4
その他	68	66	△2
計	1,017	1,346	328

(注) 当第3四半期連結会計期間末において、その他有価証券で時価のあるものについて102百万円減損処理を行っております。なお、有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、過去1年間の時価水準を勘案し回復可能性が見込まれない銘柄について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

前連結会計年度末に存在しておりました株式関連のデリバティブ取引は、オプション取引契約を解約したことにより、当第3四半期連結会計期間末では存在しておりません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
△19円73銭	14円72銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	△1,970	11,636
普通株式に係る純資産額(百万円)	△9,367	3,525
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	7,396	8,110
普通株式の発行済株式数(千株)	481,188	245,894
普通株式の自己株式数(千株)	6,290	6,290
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	474,898	239,604

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 4円56銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 46円27銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	1,092	16,530
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	1,092	16,530
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	239,606	357,250
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 1円13銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 4円06銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	271	△1,928
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	271	△1,928
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	239,605	474,898
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
<p>当社は、平成22年10月、日本振興銀行(株)に対し、当社が保有する同行株式の帳簿価格相当額の金銭債権1,861百万円及び同行への貸付元本総額相当額の金銭債権6,650百万円を含む8,579百万円の債権債務を相殺することを通知し、同行との間で、これら相殺対象となる債権債務を含めた借入金その他の債務全般について協議を行ってまいりました。その結果、株式の帳簿価格相当額の金銭債権1,861百万円及び貸付元本総額相当額の金銭債権6,650百万円と債務との相殺について、その主張を一旦撤回すること等を条件として、平成23年1月26日付で、有価証券譲渡見合債務7,200百万円及び顕在化している保証債務1,023百万円の当社から同行への支払期限を同年2月28日まで延長する旨の合意書を締結いたしました。</p> <p>今後も同行とは、契約条件変更等の合意を目指し協議を継続してまいります。</p>

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

N I S グループ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 瀬 敬 介 印

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているN I S グループ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、N I S グループ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、前連結会計年度に引き続き、当第3四半期連結累計期間においても重要な営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

N I S グループ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 古 藤 智 弘 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているN I S グループ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、N I S グループ株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても、主要借入先である日本振興銀行㈱の経営破綻等により重要な営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上した結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本は債務超過の状況にある。また、日本振興銀行㈱を始めとする借入先とは期日延長等について協議中であるが、協議が今後合意に至らない場合、会社の資金繰りは著しく悪化する可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、日本振興銀行㈱に対し通知していた債権債務相殺の主張の一部を一旦撤回すること等を条件として、平成23年1月26日付で、有価証券譲渡見合債務7,200百万円及び顕在化している保証債務1,023百万円の同行への支払期限を同年2月28日まで延長する旨の合意書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【会社名】 N I S グループ株式会社

【英訳名】 NIS GROUP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 谷 利 興

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記東京本社において行っております。)

【縦覧に供する場所】 N I S グループ株式会社東京本社
(東京都港区虎ノ門1丁目7番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長大谷利興は、当社の第52期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

